

平成 29 年度

個別指導（歯科）における 主な指摘事項

近畿厚生局

目次

I 保険診療等に関する事項	1
1 診療録等	1
2 基本診療料等	2
3 医学管理等	3
4 在宅医療	6
5 検査	8
6 画像診断	10
7 投薬	12
8 歯周治療	12
9 リハビリテーション	14
10 処置	15
11 手術	18
12 麻酔	19
13 歯冠修復及び欠損補綴	19
14 保険外診療	21
15 その他	21
II 診療報酬の請求等に関する事項	22
1 届出事項	22
2 掲示事項	22
3 施設基準等	23
4 診療報酬請求	23
5 一部負担金等	24

個別指導（歯科）における主な指摘事項

I 保険診療等に関する事項

1 診療録等

(1) 診療録

- ① 診療録の整備及び保管状況について不備な例が認められたので改めること。
- ② 診療録は保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項を十分に記載すること。
- ③ 実際に診療を担当した保険医が、診療の都度、遅滞なく的確に記載すること。
- ④ 複数の保険医が従事する保険医療機関においては、診療の責任の所在を明確にするために、診療を担当した保険医は診療録に記載した後、署名又は記名押印すること。
- ⑤ やむを得ず口述筆記等を行う場合には、保険医自らが記載内容に誤りがないことを確認のうえ、署名又は記名押印すること。
- ⑥ パーソナルコンピュータ等電子機器により作成した診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので改めること。
 - ア 診療を行った場合に遅滞なく診療録を印刷していなかった。
- ⑦ 診療録第1面（療担規則様式第一号（二）の1）の記載内容に不備な例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
 - ア 部位、傷病名、開始年月日、終了年月日、転帰、主訴、口腔内所見の記載がない又は不十分な例が認められた。
 - イ 傷病名にP、C、P u l、P e rの略称を使用していた。
 - ウ 歯科医学的に診断根拠のないいわゆるレセプト病名が認められた。
 - エ 歯周病に係る部位の記載に誤りが認められた。
 - オ 顎関節症に係る傷病名の記載がなかった。
- ⑧ 歯冠修復及び欠損補綴について、自費診療へ移行した場合は、診療録に自費診療への移行等や当該部位に係る保険診療が完結している旨を明確に記載すること。
- ⑨ 診療録第2面（療担規則様式第一号（二）の2）の記載内容が不備な例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
 - ア 症状、所見、検査結果（電氣的根管長測定検査、細菌簡易培養検査、歯周病検査、顎運動関連検査）、画像診断所見、医学管理等の内容、投薬内容、診療方針（訪問診療計画）、診療内容、診療月日、点数又は部位について記載不備が認められた。
- ⑩ 診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので改めること。
 - ア 診療行為の手順と異なった記載
 - イ 行間を空けた記載
 - ウ 療法・処置欄への1行に対し複数行の記載
 - エ 判読困難な記載
 - オ 欄外への記載
 - カ 独自の略称の使用
 - キ 現在使用されていない略称の使用
 - ク 鉛筆による記載

- ケ 二本線で抹消せず修正液（テープ）による訂正
- コ 手書きで加筆する場合に、印字横の空欄に記載している例が認められたので、必要に応じて所見欄等を作成し、適切な内容記載を行うこと。
- サ 電子機器で診療録を作成する場合に、手書きで加筆している例が多数認められたので、適切な記載（入力）を行うこと。
- ⑪ 略称を使用するに当たっては、「歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について（平 28. 3. 18 保医発 0318 第 5 号）」を参照し適切に記載すること。
- ⑫ 診療録が散逸しないように適切に編綴すること。

（2）歯科技工指示書等

- ① 歯科技工指示書に（患者の氏名、設計、作成の方法、使用材料、発行の年月日、発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地、作成が行われる歯科技工所の名称及び所在地、作成部位）の記載のない例が認められたので改めること。
- ② 歯科技工指示書又は歯科技工納品伝票の一部について、保存義務のある3年以内で破棄している又は紛失している例が認められたので、適切に整理・保管すること。
- ③ 歯科技工指示書の発行がなく委託外注技工を行っている例が認められたので、所定の内容を記載した歯科技工指示書を発行すること。
- ④ 診療録、歯科技工指示書、歯科技工納品書との間で製作内容及び製作部位が一致しない例が認められたので十分に照合・確認すること。
- ⑤ 歯科技工指示書が歯科医師以外の者（歯科技工士）により記載されている例が認められたので、歯科技工指示書は原則として担当歯科医師が記載すること。やむを得ず口述筆記させた場合には、必ず担当歯科医師が記載内容を確認して署名又は記名押印すること。
- ⑥ 歯科技工物の納品年月日が特定できない例が認められたので、適切に管理等を行うこと。

2 基本診療料等

（1）初診料

- ① 治療の継続性が認められる診療に対して歯科初診料を算定している例が認められたので改めること。
- ② 歯周疾患等の慢性疾患である場合等であって、同一の疾病又は負傷に係る診療が継続している場合に歯科初診料を算定している例が認められたので改めること。

（2）初・再診料の加算

- ① 算定要件を満たしていない歯科診療特別対応加算を算定している例が認められたので改めること。
 - ア 当該加算を算定した日において、著しく歯科診療が困難な者に該当していなかった。
 - イ 当該加算を算定した日における患者の状態を診療録に記載していなかった。

(3) その他

- ① 診察を行う場合に、療担規則第 21 条第 1 号ロに定められた患者の服薬状況及び薬剤服用歴の確認が不十分な例が認められたので改めること。また、服薬があれば当該薬剤の副作用歴も確認すること。

3 医学管理等

(1) 歯科疾患管理料

- ① 算定要件を満たしていない歯科疾患管理料を算定している例が認められたので改めること。
 - ア 歯周病に罹患している患者に対して、歯周病検査を実施せずに管理計画を作成していた。
 - イ 1 回目の管理計画（患者の歯科疾患と関連性のある生活習慣の状況及び患者の基本状況（全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況等）、生活習慣の改善目標、口腔内の状態（プラーク及び歯石の付着状況、歯及び歯肉の状態等（口腔内の状態の改善状況を含む。）、必要に応じて実施した検査結果等の要点、歯科疾患と全身の健康との関係、治療方針の概要等、歯科疾患の継続的管理を行う上で必要となる情報）を診療録に記載していなかった。
 - ウ 歯科疾患管理料を算定した月に、当該管理に係る要点について診療録に記載していなかった。
 - エ 1 回で終診し、継続管理を行っていないにもかかわらず算定していた。
- ② 歯科疾患管理料を算定した月に、当該管理に係る要点について、画一的に記載している例が認められたので、適切に記載すること。
- ③ 診療録に記載すべき 1 回目の管理計画について、記載の不十分な例が認められたので、個別の症例に応じて適切に記載すること。
 - ア 患者の歯科疾患と関連性のある生活習慣の状況及び患者の基本状況（全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況等）
 - イ 生活習慣の改善目標
 - ウ 口腔内の状態（プラーク及び歯石の付着状況、歯及び歯肉の状態等（口腔内の状態の改善状況を含む。））
 - エ 歯科疾患と全身の健康との関係
 - オ 治療方針の概要等
- ④ 算定要件を満たしていない文書提供加算を算定している例が認められたので改めること。
 - ア 患者等に提供した管理計画書の写しを診療録に添付していなかった。
 - イ 管理計画の内容に基づいた適切な情報提供を行っていなかった。
- ⑤ 文書提供加算に係る提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。
 - ア 管理計画書の提供年月日

イ 患者氏名、性別、生年月日、患者の基本状況（全身の状態・基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況、生活習慣の状況）、口腔内の状態（プラーク及び歯石の付着状況、歯及び歯肉の状態等（口腔内の状態の改善状況を含む。））

ウ 必要に応じて実施した検査結果等の要点

エ 歯科疾患と全身の健康との関係

オ 生活習慣の改善目標

カ 治療方針の概要

キ 担当歯科医師の氏名

⑥ 管理計画に係る文書の原本を診療録に添付し、写しを患者等に提供している例が認められたので、患者等に文書の原本を提供した上で診療録に当該文書の写しを添付すること。

⑦ 管理計画書が判読できない不適切な例が認められたので改めること。

⑧ 算定要件を満たしていないエナメル質初期う蝕管理加算を算定している例が認められたので改めること。

ア エナメル質初期う蝕に対して、口腔内カラー写真の撮影を行っていなかった。

（２）歯科衛生実地指導料 1

① 算定要件を満たしていない歯科衛生実地指導料 1 を算定している例が認められたので改めること。

ア 歯科衛生士に行った指示内容等の要点を診療録に記載していなかった。

イ 患者に提供した文書の写しを診療録に添付していなかった。

ウ 患者に提供すべき当該実地指導に係る文書を作成していなかった。

エ プラークチャート等を用いたプラークの付着状況の指摘を実施していなかった。

オ 情報提供文書に記載すべき内容（指導等の内容、プラークの付着状況又は指導を行った歯科衛生士の氏名）を記載していなかった。

カ 歯科衛生士による実地指導を 15 分以上実施していなかった。

② 診療録に記載すべき内容（歯科衛生士に行った指示内容等の要点）について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。

③ 患者に提供すべき情報提供文書の原本を診療録に添付し、写しを患者に提供している例が認められたので、患者に文書の原本を提供し診療録に当該文書の写しを添付すること。

④ 情報提供文書に記載すべき実地指導を行った時間について画一的に記載している例が認められたので、実態に沿った適切な実施時刻を記載すること。

⑤ 情報提供文書に記載すべき内容（指導等の内容、プラークの付着状況、指導の実施時刻（開始時刻と終了時刻）、保険医療機関名又は主治の歯科医師の氏名）について、記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。

⑥ 患者に提供した文書が判読できない不適切な例が認められたので改めること。

(3) 歯科治療総合医療管理料 (I)

- ① 算定要件を満たしていない歯科治療総合医療管理料 (I) を算定している例が認められたので改めること。
ア 治療前・治療中・治療後における全身状態の管理 (血圧、脈拍、経皮的酸素飽和度の測定) を行っていなかった。

(4) 歯科治療総合医療管理料 (II)

- ① 算定要件を満たしていない歯科治療総合医療管理料 (II) を算定している例が認められたので改めること。
ア 治療前・治療後の血圧のみ測定していたので、治療前・治療中・治療後における全身状態の管理 (血圧、脈拍、経時的酸素飽和度の測定) を行うこと。
- ② 診療録に記載すべき内容 (患者の全身状態の要点、モニタリング結果) について、記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。

(5) 薬剤情報提供料

- ① 算定要件を満たしていない薬剤情報提供料を算定している例が認められたので改めること。
ア 薬剤情報を提供した旨を診療録に記載していなかった。
- ② 同月内で同一の投薬内容の場合に、算定できない複数回の薬剤情報提供料を算定している例が認められたので改めること。
- ③ 情報提供文書に記載すべき内容 (副作用、相互作用) について、記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。

(6) 診療情報提供料

- ① 算定要件を満たしていない診療情報提供料 (I) を算定している例が認められたので改めること。
ア 交付した文書の写しを診療録に添付していなかった。
- ② 治療の可否に関する問い合わせについて診療情報提供料 (I) を誤って算定している例が認められたので改めること。
- ③ 診療内容の報告について診療情報提供料 (I) を誤って算定している例が認められたので改めること。

(7) 新製有床義歯管理料

- ① 算定要件を満たしていない新製有床義歯管理料 (「1 2以外の場合」、「2 困難な場合」) を算定している例が認められたので改めること。
ア 患者に提供した文書の写しを診療録に添付していなかった。
イ 有床義歯の管理に係る文書を作成していなかった又は患者等に提供していなかった。

- ② 情報提供文書に記載すべき内容（欠損の状態、指導内容の要点、保険医療機関名又は担当歯科医師の氏名）について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。
- ③ 有床義歯の新製又は床裏装を予定し有床義歯床下粘膜調整処置を行い、同月に当該処置に併せて歯科口腔リハビリテーション料1「1 有床義歯の場合」を算定した場合に、同月内に新製有床義歯管理料を算定している例が認められたので改めること。

4 在宅医療

(1) 歯科訪問診療料

- ① 算定要件を満たしていない歯科訪問診療料を算定している例が認められたので改めること。
 - ア 訪問診療の計画の要点を診療録に記載していない、又は当該計画書の写しを診療録に添付していなかった。
 - イ 実施時刻（開始時刻と終了時刻）、訪問先又は歯科訪問診療の際の患者の状態等（急変時の対応の要点を含む）について、診療録に記載していなかった。
 - ウ 通院が困難な患者以外について算定していた。
 - エ 歯科訪問診療の2回目以降に計画の変更を行った場合に、変更の要点を診療録に記載していなかった。
- ② 歯科訪問診療を行うに当たっては、「歯科訪問診療における基本的考え方」（平成16年 日本歯科医学会）を参考とすること。
- ③ 診療録及び診療報酬明細書に記載すべき内容（実施時刻（開始時刻と終了時刻））について、実態と異なる例が認められたので改めること。
- ④ 不適切な歯科訪問診療料を算定している例が認められたので改めること。
 - ア 診療の必要があると認められる疾病又は負傷がなく、予防的口腔清掃等のケアについて算定していた。
- ⑤ 診療録に記載すべき内容（患者の病状に基づいた訪問診療計画の要点）について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。
- ⑥ 診療録に記載すべき内容（実施時刻（開始時刻と終了時刻）、訪問先名（歯科訪問診療を開始した日に限り記載するものとするが、変更が生じた場合はその都度記載する）、歯科訪問診療の際の患者の状況等（急変時の対応の要点を含む））について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、必要な事項を的確に記載すること。
- ⑦ 特定の被保険者の求めに応ずるのではなく、保険診療を行う目的をもって定期又は不定期に在宅等へ赴き、被保険者（患者）を診療する場合は、歯科訪問診療として取り扱うことは認められず、歯科訪問診療料及びその他の特掲診療料は算定できないので改めること。

(2) 歯科訪問診療 1

- ① 算定要件を満たしていない歯科訪問診療 1 を算定している例が認められたので改めること。
 - ア 同一建物で複数の患者を診療したにもかかわらず、誤って歯科訪問診療料 1 を算定していた。

(3) 歯科診療特別対応加算

- ① 算定要件を満たしていない歯科診療特別対応加算を算定している例が認められたので改めること。
 - ア 当該加算を算定した日における患者の状態を診療録に記載していなかった。
 - イ 著しく歯科診療が困難な者に該当していなかった。
- ② 歯科診療特別対応加算を算定している場合に診療録に記載すべき内容（当該加算を算定した日における患者の状態）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の患者の状態について適切に記載すること。

(4) 緊急歯科訪問診療加算

- ① 算定要件を満たしていない緊急歯科訪問診療加算を算定している例が認められたので改めること。
 - ア 緊急性がないものに対して、緊急歯科訪問診療加算を算定していた。

(5) 歯科訪問診療補助加算

- ① 算定要件を満たしていない歯科訪問診療補助加算を算定している例が認められたので改めること。
 - ア 算定の対象となる歯科訪問診療の時間を通じて歯科訪問診療の補助を行っていなかった。
- ② 歯科訪問診療補助加算を算定している場合に診療録に記載すべき内容（診療の補助を行った歯科衛生士の氏名）について、記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。
- ③ 歯科訪問診療補助加算において、同居する同一世帯の複数の患者に対して診療を行った場合に、「ロ 同一建物居住者の場合」で算定すべきところを「イ 同一建物居住者以外の場合」として誤って算定している例が認められたので改めること。

(6) 訪問歯科衛生指導料

- ① 算定要件を満たしていない訪問歯科衛生指導料（「1 複雑なもの」、「2 簡単なもの」）を算定している例が認められたので改めること。
 - ア 歯科衛生士等に指示した内容、訪問先名、歯科訪問診療の際の患者の状態の要点等を診療録に記載していなかった。
 - イ 「1 複雑なもの」において 1 人の患者に対して歯科衛生士等が 1 対 1 で 20 分以上指導を実施していなかった。

- ② 診療録に記載すべき内容（歯科衛生士等に指示した内容又は指導の実施時刻（開始時刻と終了時刻））について、実態と異なる又は画一的に記載している例が認められたので、適切に記載すること。
- ③ 情報提供文書に記載すべき内容（当該訪問指導で実施した指導内容、指導の実施時刻（開始時刻と終了時刻）、その他療養上必要な事項に関する情報）について、実態と異なる又は画一的に記載している又は記載が不十分な例が認められたので、適切に記載すること。
- ④ 実地指導内容が単なる日常的口腔清掃等のケアであるなど、療養上必要な指導に該当しないものに対して算定している不適切な例が認められたので改めること。

（7）歯科疾患在宅療養管理料

- ① 管理計画書に記載すべき内容（全身の状態（基礎疾患の有無、服薬状況等）、口腔内の状態（口腔衛生の状況、口腔粘膜の状態、口腔乾燥の有無、歯科疾患の状況、有床義歯の状況、咬合状態等）、口腔機能の状態（咀嚼の状態、摂食・嚥下の状況及び構音の状況、食形態等）、管理方法の概要及び必要に応じて実施した検査結果の要点）について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。

5 検査

（1）電氣的根管長測定検査

- ① 算定要件を満たしていない電氣的根管長測定検査を算定している例が認められたので改めること。
 - ア 検査結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していなかった。

（2）歯周病検査

① 歯周基本検査

- ア 算定要件を満たしていない歯周基本検査を算定している例が認められたので改めること。
 - ・必要な検査のうち歯周ポケット測定（1点以上）又は歯の動揺度を実施していなかった。
 - ・必要な検査のうち歯周ポケット測定（1点以上）又は歯の動揺度の結果を診療録に記載又は結果が分かる記録を診療録に添付していなかった。
 - ・歯周病検査を1口腔単位で実施していなかった。
- イ 検査を行った歯数と算定した当該検査の所定点数に対応する歯数が一致していない例が認められたので改めること。
- ウ 混合歯列期の患者に対し必要性の認められない歯周基本検査を実施している不適切な例が認められたので、適切な検査を選択すること。
- エ 歯の動揺度の検査結果について診療録記載が不備な例が認められたので、適切に記載すること。

オ 混合歯列期の患者に対し画一的に歯周基本検査を実施している例が認められたので、歯周疾患の状態、歯年齢等により、混合歯列期歯周病検査、歯周基本検査の必要性を十分に考慮した上で検査を選択すること。

② 歯周精密検査

ア 算定要件を満たしていない歯周精密検査を算定している例が認められたので改めること。

- ・必要な検査のうち歯周ポケット測定（4点以上）、プロービング時の出血の有無、歯の動揺度又はプラークチャートを用いたプラークの付着状況を実施していなかった。
- ・必要な検査のうちプロービング時の出血の有無又はプラークチャートを用いたプラークの付着状況の結果を診療録に記載又は結果が分かる記録を診療録に添付していなかった。

イ 臨床所見、画像診断所見、処置内容、症状経過等から判断し、必要性の認められない歯周精密検査を算定している不適切な例が認められたので、適切な検査を選択すること。

ウ 画一的に歯周精密検査を実施している例が認められたので、歯周疾患の状態、治療の内容等により、歯周基本検査、歯周精密検査の必要性を十分に考慮した上で、検査を選択すること。

③ 混合歯列期歯周病検査

ア 算定要件を満たしていない混合歯列期歯周病検査を算定している例が認められたので改めること。

- ・必要な検査のうちプラークチャートを用いたプラークの付着状況又はプロービング時の出血の有無の結果を診療録に記載又は結果が分かる記録を診療録に添付していなかった。

イ 混合歯列期歯周病検査の実施に際しては、歯肉の発赤・腫脹の状態及び歯石沈着の有無を確認すること。

ウ プラークチャートを用いたプラークの付着状況又はプロービング時の出血の有無について診療録の記載が不備な例が認められたので、適切に記載すること。

④ その他

ア 歯周病検査において、残根歯（歯内療法、根面被覆処置を行って積極的に保存した残根を除く。）を検査歯数として数えている例が認められたので改めること。

イ 極めて短期間に繰り返し行われた不適切な歯周病検査を算定している例が認められたので改めること。

ウ 臨床所見、画像診断所見等から判断して、歯周病検査の結果が不備な例が認められたので、検査手技の改善を図り的確に実施すること。

エ 2回目以降の歯周病検査は、歯周基本治療による歯周組織の変化の比較検討（歯周基本治療等の効果、治療の成否、治療に対する反応等を把握し、治療の判断又は治療計画の修正）や、歯周外科手術実施後の歯周組織の変化の比較検討を目的として実施するものであるため、検査については、適切な期間が経過した後に実施すること。

- オ 歯周基本治療（スケーリング、スケーリング・ルートプレーニング）から、次の歯周病検査までの間隔が極めて短く、歯科医学的に不適切な例が認められたので改めること。
- カ 歯周病の急性炎症を伴う歯があるにもかかわらず、同日に歯周病検査を実施している不適切な例が認められたので改めること。
- キ 歯周病検査結果に係る記録を紛失している例が認められたので、適切に保管すること。
- ク 歯周病検査の結果の記載においては、1歯単位で記載すること。

（3）歯周病部分的再評価検査

- ① 歯科医学的に不適切な歯周病部分的再評価検査を算定していたので改めること。
 - ア 手術後短期間で検査を行っていた。

（4）口腔内写真検査

- ① 口腔内写真検査の撮影方法については、「歯周病の診断と治療に関する指針」（平成19年11月 日本歯科医学会）の「口腔内カラー写真」を参考とすること。（口腔内カラー写真の検査は、正面観、左側および右側臼歯部頬側面観、口蓋側および舌側面観の撮影を基本とする。）
- ② 算定要件を満たしていない口腔内写真検査を算定している例が認められたので改めること。
 - ア 撮影した口腔内カラー写真を診療録に添付又はデジタル撮影した画像を電子媒体に保存して管理していなかった。

（5）顎運動関連検査

- ① 算定要件を満たしていない顎運動関連検査を算定している例が認められたので改めること。
 - ア チェックバイト検査において顔弓（フェイスボウ）及び半調節性咬合器を使用していなかった。

（6）歯冠補綴時色調採得検査

- ① 算定要件を満たしていない歯冠補綴時色調採得検査を算定している例が認められたので改めること。
 - ア 同一画像内に色調見本が撮影されていなかった。

6 画像診断

（1）診断料

- ① 算定要件を満たしていない画像診断における診断料を算定している例が認められたので改めること。
 - ア 歯科エックス線撮影を行った場合に、写真診断に係る必要な所見を診療録に記載していなかった。

- イ 歯科パノラマ断層撮影を行った場合に、写真診断に係る必要な所見を診療録に記載していなかった。
 - ウ 歯科用3次元エックス線断層撮影を行った場合に、写真診断に係る必要な所見を診療録に記載していなかった。
 - エ 歯科エックス線撮影又は歯科パノラマ断層撮影を行った場合に、診療録に記載している写真診断に係る必要な所見が実態と異なっていた。
- ② 全顎撮影、歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影又は歯科用3次元エックス線断層撮影を行った場合に、診療録に記載すべき内容（写真診断に係る必要な所見）について、画一的に記載していた又は記載が不十分だったので、適切に記載すること。

(2) その他

- ① 不適切な画像診断に係る一連の費用を算定している例が認められたので改めること。
- ア 歯科エックス線撮影又は歯科パノラマ断層撮影において、治療に必要な部位が撮影されていなかった。
 - イ 歯科エックス線撮影又は歯科パノラマ断層撮影において、画像が不鮮明で診断に利用できなかった。
 - ウ 撮影枚数を誤って算定していた。
- ② 歯科用エックス線フィルム又はパノラマエックス線フィルムを紛失した例が認められたので、適切に整理・保管すること。
- ③ 撮影した歯科用エックス線写真において、不鮮明な若しくは撮影年月日又は患者氏名が判断できない例が認められたので、適切に取り扱うこと。
- ④ 一連の症状を確認するため、同一部位に撮影を行った歯科エックス線撮影について、それぞれの所定点数で算定している例が認められたので改めること。
- ⑤ 歯科エックス線撮影において、電子化したデータを紛失した例が認められたので、適切に保存すること。
- ⑥ 歯科パノラマ断層撮影において、位置づけを適切に行っていない例が認められたので改めること。
- ⑦ 必要性の認められない歯科用3次元エックス線断層撮影を算定している不適切な例が認められたので改めること。
- ⑧ 歯科エックス線撮影において、診断料又は撮影料を誤って算定している例が認められたので改めること。
- ⑨ パノラマエックス線フィルムに不適切な書き込みを行っている例が認められたので改めること。
- ⑩ 全顎撮影において、撮影部位を重複して撮影している不適切な例が認められたので改めること。

7 投薬

(1) 投薬

- ① 医薬品医療機器等法の承認事項（適応（効能・効果）、用法（用法・用量））からみて、不適切な投薬が認められたので改めること。
- ② 患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認せずに投薬している例が認められたので改めること。
- ③ 処置内容、症状等にかかわらず、画一的な投薬をしている例が認められたので、（病名、症状、経過）等を考慮のうえ、（投与薬剤、投与日数、投与量、投与方法）をその都度決定すること。
- ④ 禁忌投薬が認められたので改めること。
- ⑤ 抗菌薬等の投薬に当たっては、症状、所見、診断の必要性等について診療録に適切に記載すること。
- ⑥ 投薬を行うに当たっては、医薬品医療機器等法の承認事項に加え、薬剤の重要な基本的注意事項を考慮し、個々の症例に応じて適切に行うこと。
- ⑦ 患者の服薬状況の確認が不十分な例が認められたので改めること。

(2) 処方せん

- ① 処方せんの様式が療担規則第 23 条に定められたものに準じていないので改めること。
- ② 交付した処方せんに 1 品目のみ一般的名称を記載している場合に、誤って一般名処方加算 1 を算定している例が認められたので改めること。
- ③ 処方せんによる薬剤のうち、医科診療科において処方すべき投薬の算定が認められたので改めること。

8 歯周治療

(1) 診断、処置、手術等

- ① 「歯周病の診断と治療に関する指針」（平成 19 年 11 月 日本歯科医学会）を参照し、歯科医学的に妥当適切な歯周治療を行うこと。
- ② 歯周病検査、画像診断の結果が診断、治療に十分活用されず、診断、治療方針、治癒の判断及び治療計画の修正等が不明確であるので改めること。
- ③ 歯周病検査、画像診断の結果から、歯周病の診断が適切に行われていない例が認められたので改めること。
- ④ 歯周病に係る症状・所見、治癒の判断、治療計画等の診療録への記載がなく又は不十分であり、診断根拠や治療方針が不明確な例が認められたので、記載内容の充実を図ること。

(2) 歯周疾患処置

- ① 算定要件を満たしていない歯周疾患処置を算定している例が認められたので改めること。
ア 使用薬剤名を診療録に記載していなかった。

イ 歯周ポケット4mm以上の部位に対して、計画的に1月間特定薬剤注入後、再度の歯周病検査の結果、歯周ポケットが4mm未満に改善されているにもかかわらず、更に1月間特定薬剤を注入していた。

ウ 歯周疾患による急性症状時に症状の緩解の目的以外で、歯周基本検査を行わずに特定薬剤を注入し、算定していた。

- ② 歯周疾患処置時の歯周ポケット内への薬剤注入（ペリオクリン又はペリオフィールの使用）において、特定薬剤として承認された用法以外の方法で使用している例が認められたので改めること。
- ③ 歯周病の原因の除去のために必要な歯周基本治療等を十分に行うことなく、急性症状時の対症療法である歯周ポケット内への薬物注入を繰り返している例が認められたので、治療方針を改めること。

(3) 歯周基本治療

- ① 算定要件を満たしていない歯周基本治療を算定している例が認められたので改めること。

ア 歯周病検査を行わず又は不適切な歯周病検査に基づいて、歯周基本治療（スケーリング又はスケーリング・ルートプレーニング）を行っていた。
- ② 歯周病検査結果、画像診断の所見等から判断して、必要性の認められないスケーリング・ルートプレーニングを算定している不適切な例が認められたので、検査結果に基づく的確な診断により、適切な治療を行うこと。
- ③ スケーリング後、極めて短期間で歯周病検査を行い、スケーリング・ルートプレーニングを実施している不適切な例が認められたので改めること。
- ④ 歯周病の急性症状に対する治療と同日に歯周病検査及び歯周基本治療を実施している不適切な例が認められたので改めること。
- ⑤ 歯周基本治療（スケーリング）について、顎単位数を誤って算定している不適切な例が認められたので改めること。

(4) 歯周基本治療処置

- ① 算定要件を満たしていない歯周基本治療処置を算定している例が認められたので改めること。

ア 使用した薬剤名を診療録に記載していなかった。

(5) 歯周外科手術

- ① 算定要件を満たしていない歯周外科手術を算定している例が認められたので改めること。

ア 手術部位及び手術内容の要点を診療録に記載していなかった。

イ 歯周病検査を行わず、歯周外科手術（歯肉剥離搔爬手術）を行っていた。
- ② 不適切な歯周外科手術を算定している例が認められたので改めること。

ア 検査結果、臨床所見等から判断して、必要性の認められない歯周外科手術（歯肉剥離搔爬手術）を算定していた。

イ 歯周病検査の結果、診療録の記載内容等から判断して、適正に実施していたと認められない歯周ポケット搔爬術、新付着手術又は歯肉切除手術を算定していた。

- ③ 歯周外科手術（歯肉剥離搔爬手術）における、症状、所見、手術内容、予後について、診療録の記載に不十分な例が認められたので、記載の充実を図ること。
- ④ 歯周外科手術の実施に際してプラークコントロールが適切に行われていない例が認められたので、適切なプラークコントロールを行ったうえで、必要に応じて手術を実施すること。

（6）歯周病患者の補綴治療

- ① 歯周治療と補綴治療を行うに当たり、「歯周病の診断と治療に関する指針」（平成19年11月 日本歯科医学会）を参照していない例が認められたので改めること。
 - ア 補綴治療（ブリッジ装着）後、極めて短期間に当該歯に対して、歯周基本治療（スケーリング・ルートプレーニング）を実施している例が認められた。
 - イ 補綴治療（冠装着）当日に、当該歯に対して、歯周基本治療（スケーリング・ルートプレーニング）を実施している例が認められた。
- ② 歯周基本治療後に確認の歯周病検査を行わず、歯冠修復、ブリッジ又は有床義歯に着手している例が認められたので改めること。
- ③ 歯周治療に先行して、又は歯周治療と並行して歯冠修復、ブリッジ又は有床義歯に係る治療が行われた例が認められたので改めること。

9 リハビリテーション

（1）歯科口腔リハビリテーション料1

- ① 算定要件を満たしていない歯科口腔リハビリテーション料1「1 有床義歯の場合」を算定している例が認められたので改めること。
 - ア 調整方法及び調整部位又は指導内容の要点を診療録に記載していなかった。
- ② 同一月において、有床義歯の新製を前提に旧義歯の修理を行っていないにもかかわらず、新製有床義歯管理料と歯科口腔リハビリテーション料1「1 有床義歯の場合」の併算定を行っている例が認められたので改めること。
- ③ 算定要件を満たしていない「ロ 困難な場合」を算定している例が認められたので改めること。
 - ア 「総義歯を新たに装着した患者又は総義歯を装着している患者」又は「9歯以上の局部義歯を装着し、かつ、当該局部義歯以外は臼歯部で垂直的咬合関係を有しない患者」以外の場合に「2 困難な場合」を算定していた。
- ④ 診療録に記載すべき内容（調整方法及び調整部位又は指導内容の要点）について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。
- ⑤ 義歯の取扱いに関する情報提供を文書で行った際に、義歯の設計について誤って記載している例が認められたので、的確な記載を行うこと。

(2) 歯科口腔リハビリテーション料2

- ① 算定要件を満たしていない歯科口腔リハビリテーション料2を算定している例が認められたので改めること。
 - ア 療養上の指導又は訓練の実施内容等の要点を診療録に記載していなかった。

10 処置

(1) う蝕処置

- ① 算定要件を満たしていないう蝕処置を算定している例が認められたので改めること。
 - ア 算定部位ごとに処置内容等を診療録に記載していなかった。
 - イ う蝕歯に行った軟化象牙質の除去又は暫間充填、歯根未完成の永久歯の歯内療法実施中に、根尖部の閉鎖状態の予後観察のために行った水酸化カルシウム系糊剤等による暫間根管充填に併せて行った暫間充填及び歯髄保護処置又は歯冠修復物の脱落時の再装着等を行うに当たって軟化象牙質等の除去又は燐酸セメント若しくはカルボキシレートセメント等を用いた暫間充填に該当していない場合に算定していた。
- ② 支台築造時に行うう蝕処置は支台築造の費用に含まれ算定できないにもかかわらず、誤って算定している例が認められたので改めること。
- ③ 診療録に記載すべき内容（処置内容等）について、記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。

(2) 咬合調整

- ① 算定要件を満たしていない咬合調整を算定している例が認められたので改めること。
 - ア 歯冠形態の修正を行った際に、修正理由、修正箇所を診療録に記載していなかった。
- ② 咬合調整に係る部位、症状、所見、診断について診療録に記載がなく、歯科医学的に適切な咬合調整を行ったことが確認できない例が認められたので改めること。

(3) 知覚過敏処置

- ① 仮着と同時に算定できない知覚過敏処置を誤って算定している例が認められたので改めること。
- ② 知覚過敏処置について、症状、所見、治療内容（使用薬剤名）、予後等に関する診療録記載がない又は記載不備の例が認められたので、適切に記載すること。

(4) 歯内療法

① 感染根管処置

- ア 感染根管処置について、根管数を誤って算定している例が認められたので改めること。

イ 感染根管処置の算定において、1歯につき1回を限度として算定するところ誤って2回算定している不適切な例が認められたので改めること。

② 根管貼薬処置

ア 感染根管処置を算定している日に誤って根管貼薬処置を算定している例が認められたので改めること。

③ 根管充填

ア 根管充填を含む一連の根管治療の費用の算定について、実際の根管数に基づいていない不適切な例が認められたので改めること。

イ 根管充填において、電氣的根管長測定検査又は歯科エックス線撮影を実施していない不適切な例が認められたので、的確な診断を基に適切な治療を行うこと。

④ 加圧根管充填処置

ア 算定要件を満たしていない加圧根管充填処置を算定している例が認められたので改めること。

- ・適切な加圧根管充填を行っていなかった。
- ・根管充填後に歯科エックス線撮影で根管充填の状態を確認していなかった。
- ・根管充填後に撮影した歯科用エックス線画像が根管充填の確認に利用できなかった。

イ 加圧根管充填処置について、実態として算定要件を満たす根管充填を行った根管数と算定した所定点数に対応する根管数が一致していない不適切な例が認められたので、適切な算定を行うこと。

ウ エックス線写真での根管形成の状態から判断して不適切な加圧根管充填が疑われる例が認められたので改めること。

⑤ 抜歯を前提とした歯内療法

ア 抜歯を前提とした急性症状の消退のための根管拡大等について、症状、所見及び治療内容の診療録記載がない例が認められたので、適切に記載すること。

⑥ その他

ア 歯内療法の実施に当たって、当該歯の症状、所見、予後経過等について診療録への記載が不十分な例が認められたので適切に記載すること。

(5) 暫間固定

① エナメルボンドシステム、線結紮法による暫間固定を行ったものについて、算定でいない装着に係る費用及び装着材料料を算定している例が認められたので改めること。

② 検査結果又は診療内容から判断して、必要性の認められない暫間固定（簡単なもの、困難なもの）を算定している不適切な例が認められたので改めること。

③ 暫間固定を行った部位、症状、所見、経過等について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、適切に記載すること。

(6) 床副子

- ① 歯ぎしりに対する咬合床（上顎又は下顎のいずれかに装着するもの）を「3 著しく困難なもの」として算定している例が認められたので改めること。
- ② 顎関節症又は歯ぎしりに係る症状、所見等の診療録記載が不十分であり、診断根拠や治療経過が不明確な例が認められたので、記載内容の充実を図ること。

(7) 床副子調整

- ① 算定要件を満たしていない床副子調整を算定している例が認められたので改めること。
ア 調整の部位、方法を診療録に記載していなかった。

(8) 歯冠修復物又は補綴物の除去

- ① 算定要件を満たしていない歯冠修復物又は補綴物の除去「3 著しく困難なもの」を算定している例が認められたので改めること。
ア 歯根の長さの3分の1以上のポストにより根管内に維持を求めるために製作された鑄造体以外のものについて算定していた。
イ スクリューポストを除去した場合に、誤って歯冠修復物又は補綴物の除去「3 著しく困難なもの」を算定していた。
- ② 除去した歯冠修復物、補綴物の部位又は種類について、診療録に記載していない例が認められたので、的確に記載すること。
- ③ ブリッジのポンティックの除去に際し、ポンティックの歯数より多い算定を行っている例が認められたので改めること。
- ④ 同一歯について2個以上の歯冠修復物（支台築造を含む）又は欠損補綴物の除去を一連に行った場合に、主たる除去の所定点数以外の除去に係る費用を算定している例が認められたので改めること。
- ⑤ 抜歯と同時の歯冠補綴物の除去について、除去に係る費用を算定している例が認められたので改めること。
- ⑥ 除去した歯冠修復物・補綴物の種類について、診療録の記載内容が不十分な例が認められたので、的確な記載を行うこと。

(9) 有床義歯床下粘膜調整処置

- ① 算定要件を満たしていない有床義歯床下粘膜調整処置を算定している例が認められたので改めること。
ア 旧義歯が不適合で義歯の床裏装や再製が必要とされる場合以外で算定していた。

(10) 機械的歯面清掃処置

- ① 算定要件を満たしていない機械的歯面清掃処置を算定している例が認められたので改めること。
ア 歯科衛生士が機械的歯面清掃処置を行った場合に、当該歯科衛生士の氏名を診療録に記載していなかった。

- ② 歯科衛生士が機械的歯面清掃処置を行った場合に、診療録に記載すべき内容（当該歯科衛生士の氏名）について、記載が不十分であったので改めること。

11 手術

(1) 抜歯手術

- ① 算定要件を満たしていない難抜歯加算を算定している例が認められたので改めること。
ア 歯根肥大、骨の癒着歯、歯根彎曲等に対して骨の開さく又は歯根分離術等を行っていない場合に、難抜歯加算を算定していた。
- ② 抜歯手術（難抜歯加算又は埋伏歯）における症状、所見、手術内容又は予後について、診療録に記載していない又は診療録の記載内容が不十分な例が認められたので、適切に記載すること。
- ③ 算定要件を満たしていない抜歯手術「4 埋伏歯」（並びに下顎完全埋伏智歯（骨性）又は下顎水平埋伏智歯の場合の加算）を算定している例が認められたので改めること。
ア 骨性の完全埋伏歯又は歯冠部が3分の2以上の骨性埋伏である水平埋伏智歯に該当しない場合に算定していた。
- ④ 骨性の完全埋伏智歯に該当しない症例に対して、誤って骨性完全埋伏智歯と診断していたので、的確な診断を行うこと。

(2) 口腔内消炎手術

- ① 算定要件を満たしていない口腔内消炎手術を算定している例が認められたので改めること。
ア 手術部位、症状及び手術内容の要点を診療録に記載していなかった。
- ② 診療録に記載すべき内容（手術部位、症状及び手術内容の要点）について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ③ 不適切な口腔内消炎手術を算定している例が認められたので改めること。
ア 智歯周囲炎について、適切な診査診断に基づかず、口腔内消炎手術「智歯周囲炎の歯肉弁切除等」を漫然と実施していた。

(3) 歯根嚢胞摘出手術

- ① 算定要件を満たしていない歯根嚢胞摘出手術を算定している例が認められたので改めること。
ア 歯根嚢胞の大きさが歯冠大に満たないものに係る手術を、歯根嚢胞摘出手術「1 歯冠大のもの」として算定していた。
- ② 歯科エックス線撮影等により歯根嚢胞の状態を確認していないにもかかわらず、歯根嚢胞摘出手術を算定していた不適切な例が認められたので改めること。

12 麻酔

(1) 伝達麻酔・浸潤麻酔

- ① 麻酔の費用を算定できない場合においても、麻酔を行った際には、行った麻酔方法、使用した麻酔薬剤の名称、使用量を診療録に記載すること。
- ② 浸潤麻酔における麻酔薬剤の使用量について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、適切に記載すること。
- ③ 必要性の認められない伝達麻酔の算定が認められたので改めること。

13 歯冠修復及び欠損補綴

(1) 補綴時診断料

- ① 算定要件を満たしていない補綴時診断料を算定している例が認められたので改めること。
 - ア 製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等についての要点を診療録に記載していなかった。
- ② 診療録に記載すべき内容（製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等の要点）について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。
- ③ 破折した義歯の修理を行う際に、誤って補綴時診断（1以外の場合）を算定している不適切な例が認められたので改めること。

(2) クラウン・ブリッジ維持管理料

- ① 算定要件を満たしていないクラウン・ブリッジ維持管理料を算定している例が認められたので改めること。
 - ア 患者に提供した文書の写しを診療録に添付していなかった。
- ② クラウン・ブリッジ維持管理期間中に、当該補綴部位に係る新たな歯冠補綴物又はブリッジの製作・装着した場合の一連の費用を誤って算定している例が認められたので改めること。
- ③ 患者への提供文書に記載すべき内容（補綴部位、装着日）について、記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。
- ④ 患者等に提供すべき提供文書の原本を診療録に添付し、写しを患者等に提供している例が認められたので、患者等に文書の原本を提供したうえ診療録に当該文書の写しを添付すること。

(3) 歯冠修復

- ① 同一部位に対するう蝕歯即時充填形成及び充填を極めて短期間に繰り返し算定している不適切な例が認められたので改めること。
- ② 充填に使用した材料名について診療録への記載が不十分な例が認められたので、適切に記載すること。
- ③ 残根の根面を被覆した場合に、誤ってう蝕歯即時充填形成、充填「複雑なもの」を算定している例が認められたので改めること。

- ④ 支台築造及び金属歯冠修復の保険医療材料の費用について、誤って小臼歯を大臼歯として算定している不適切な例が認められたので改めること。
- ⑤ 使用材料名について診療録に記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。
 - ア 補綴物等の使用金属名、印象採得に係る使用材料名
- ⑥ 修復した歯の部位（面）、使用材料名について診療録に記載していない例が認められたので、適切に記載すること。

(4) ブリッジ

- ① 「ブリッジの考え方 2007」（平成 19 年 11 月 日本歯科医学会）の指数から算出した結果、要件を満たしていない不適切なブリッジが認められたので改めること。
- ② 使用材料名について診療録に記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。
- ③ 脱離したブリッジの再装着について、新製ブリッジ製作を前提とした暫間使用を目的にしているにもかかわらず、再装着に係る一連の費用を算定している不適切な例が認められたので改めること。

(5) 有床義歯

- ① 有床義歯において、印象採得に係る使用材料名について診療録の記載に不備が認められたので適切に記載すること。
- ② 残根歯に対して、適切な歯内療法及び根面被覆処置を行わずに残根上義歯を製作している例が認められたので改めること。
- ③ 高齢者で根管が閉鎖して歯内療法が困難な場合等、やむを得ず残根歯に対して、歯内療法及び根面被覆処置が完了できなかった場合に義歯を製作したとき、その理由を診療録に適切に記載していない例が認められたので改めること。
- ④ 「遠隔地への転居のため通院が不能になった場合」、「急性の歯科疾患のため喪失歯数が異なった場合」等に該当しない場合において、前回有床義歯を製作した際の印象採得を算定した日から起算して 6 カ月を経過せずに新たな有床義歯の製作を行っている不適切な例が認められたので改めること。
- ⑤ 保持装置（1 歯欠損に相当する孤立した中間欠損部位を含む有床義歯において鑄造バー又は屈曲バーと当該欠損部に用いる人工歯を連結するために使用される小連結子）に該当しないにもかかわらず、保持装置として算定している例が認められたので改めること。

(6) 有床義歯修理

- ① 算定要件を満たしていない有床義歯修理を算定している例が認められたので改めること。
 - ア 修理内容の要点を診療録に記載していなかった。
- ② 診療録に記載すべき内容（修理内容の要点）について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。

③ 算定要件を満たしていない歯科技工加算 1 を算定している例が認められたので改めること。

ア 修理を担当する歯科技工士の氏名、修理の内容を診療録に記載していなかった。

(7) 有床義歯内面適合法

① 有床義歯内面適合法（有床義歯床裏装）を行った場合に、実施内容の診療録への記載がない、又は不十分な例が認められたので、適切に記載すること。

② 算定要件を満たしていない有床義歯内面適合法「2 軟質材料を用いる場合」を算定している例が認められたので改めること。

ア 「2 軟質材料を用いる場合」の算定に当たって、間接法により床裏装を行っていなかった。

14 保険外診療

(1) 保険外診療で製作した歯冠修復及び欠損補綴等（支台築造印象、支台築造）について、誤って保険請求している不適切な例が認められたので改めること。

(2) 保険外診療（歯科矯正に係る便宜抜歯）に伴う一連の費用について、誤って保険請求している不適切な例が認められたので改めること。

(3) 保険診療と保険外診療の峻別を図ること。

15 その他

(1) 特掲診療料に係る著しく歯科診療が困難な者の加算

① 算定要件を満たしていない著しく歯科診療が困難な者の特掲診療料に係る 100 分の 30、50、70 加算を算定している例が認められたので改めること。

ア 当該加算を算定した日における患者の状態を診療録に記載していなかった。

イ 著しく歯科診療が困難な者に該当しないにもかかわらず、当該加算を算定していた。

ウ 治療を直接行う歯科医師に加え、患者の行動障害に対し開口の保持又は体位、姿勢の保持を行うことを目的として、当該治療に歯科医師、歯科衛生士、看護師等が参画していなかった。

II 診療報酬の請求等に関する事項

1 届出事項

(1) 次の届出事項について、変更が認められたので速やかに近畿厚生局長あてに届出すること。

- ① 保険医の異動
- ② 標榜診療科目の変更
- ③ 休診日の変更
- ④ 施設基準等における届出事項の変更
- ⑤ 診療時間の変更
- ⑥ 届出事項に係る辞退
- ⑦ 金属床による総義歯に係る金属の種類を追加、金属の金額
- ⑧ う蝕に罹患した患者の指導管理の実施に係る、指導管理の種類及び金額

(2) 歯科衛生実施指導料又は訪問歯科衛生指導料を算定した保険医療機関は、毎年7月1日現在で名称、開設者、常勤非常勤ごとの歯科衛生士数等を近畿厚生局長あてに報告すること。

2 掲示事項

(1) 保険医療機関の掲示事項に関して適切ではない部分が認められたので、早急に改善すること。

- ① 明細書発行に関する状況に係る院内掲示を行っていなかった。
- ② 明細書発行に関する状況に係る院内掲示について、告示及び通知に基づく内容となっていない。
- ③ 次の施設基準等について掲示を行っていなかった。
 - ア 歯科外来診療環境体制加算
 - イ 歯科治療総合医療管理料
 - ウ かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所
 - エ 在宅療養支援歯科診療所
 - オ 在宅患者歯科治療総合医療管理料（Ⅰ）及び（Ⅱ）
 - カ 歯科訪問診療に係る地域医療連携体制加算
 - キ 歯科訪問診療料の注13に規定する基準
 - ク 在宅歯科医療推進加算
 - ケ 歯科口腔リハビリテーション料2
 - コ CAD/CAM冠
 - サ クラウン・ブリッジ維持管理料
 - シ 金属床による総義歯の提供
 - ス う蝕に罹患している患者の指導管理
- ④ 次の施設基準等について掲示内容が不十分であった。
 - ア 金属床による総義歯の提供
 - イ う蝕に罹患している患者の指導管理

⑤ 次の届出していない施設基準を掲示していた。

ア 在宅療養支援歯科診療所

3 施設基準等

(1) 歯科外来診療環境体制加算

① 当該保険医療機関の見やすい場所に、緊急時における連携保険医療機関との連携方法やその対応の院内掲示を行っていなかったのを改めること。

4 診療報酬請求

(1) 総論的事項

- ① 診療録と診療報酬明細書において、診療内容、部位、病名、所定点数、合計点数、開始年月日について不一致が認められたので、十分に照合・確認を行うこと。
- ② 帳簿、伝票等の関係書類については、所定の期間（3年間）保存しておくこと。
- ③ 診療録と診療報酬明細書及び歯科技工関係書類において、技工物の内容、部位及び設計について不一致が認められたので、十分に照合・確認を行うこと。
- ④ 審査支払機関からの返戻、増減点連絡書は、内容を十分検討し、以後の診療や保険請求に反映させるなどその活用を図ること。また、保管・管理についても留意すること。
- ⑤ 傷病名において独自の略称が認められたので改めること。

(2) 診療報酬明細書の記載

- ① 歯科訪問診療料を算定した場合、「摘要」欄に歯科訪問診療を行った日付、実施時刻（開始時刻と終了時刻）、患者の状態を記載すること。
- ② 歯科訪問診療料を複数回請求する場合は、「その他」欄にその算定回数を記載すること。
- ③ 「摘要」欄に記載する実施時刻について、歯科訪問診療料と訪問歯科衛生指導料を区分して記載すること。
- ④ 歯冠修復物及び補綴物の除去を算定した場合は、「摘要」欄に除去した歯冠修復物及び補綴物の部位及び種類を記載すること。
- ⑤ エナメルボンドシステムにより暫間固定を行った場合は、その算定に当たって、「摘要」欄に固定を行った部位及びその方法を記載すること。
- ⑥ 傷病名の部位から、咬合機能回復が困難な者であることが判断できない場合は、「摘要」欄にその内容（例：「臼歯部のすれちがい咬合」、「対顎に総義歯を装着」）を記載すること。
- ⑦ 残根上に義歯を装着した場合に「摘要」欄に、その旨記載されていない例が認められたので適切に記載すること。

5 一部負担金等

(1) 一部負担金

- ① 一部負担金の徴収について、適切に徴収していない例が認められたので改めること。
 - ア 徴収すべき者から適切に徴収していなかった。
 - イ 計算方法が誤っていた。
- ② 未収の一部負担金の管理が不十分である（管理簿を作成していない、納入督促を行っていない）ので改めること。
- ③ 審査支払機関が行った減額査定を認容した結果、一部負担金に過徴収が生じた場合は、患者に適切に返金等の対応をすること。

(2) 領収証・明細書

- ① 領収証について、適切に交付していない例が認められたので改めること。
- ② 明細書について、患者から交付を希望しない旨の申し出がない場合は、個別の診療報酬点数の項目の分かる明細書を発行しなければならないので改めること。